

無戸籍者解消のための相談窓口をご利用ください



出生届を出せず、お子さんが戸籍に記載されていない方へ

出生届を提出しないと戸籍に記載されません。戸籍に記載されないことで、各種行政サービスを受ける機会を逃してしまつなど、社会生活上でさまざまな不利益を被るおそれがあります。決して一人で悩まず、まずは電話にて、法務局または市民課へご相談ください。



相談は無料で、内容の秘密は固く守られます。

▼名古屋法務局豊橋支局(午前9時〜午後5時、土日祝除く)

☎(0532)549278

▼市民課 ☎23-3511

● 税

令和6年度から森林環境税の課税が始まります



森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、令和6年度から1人年額1000円を市・県民税均等割に併せて市が徴収します。

■ 令和6年度～

国税	森林環境税(1,000円)
市民税	均等割(3,000円)
県民税	均等割(1,000円)
	あいち森と緑づくり税(500円)
計	5,500円

■ 令和5年度まで

市民税	均等割(3,000円)
	臨時特例分(500円)
県民税	均等割(1,000円)
	臨時特例分(500円)
	あいち森と緑づくり税(500円)
計	5,500円

▼税務課 ☎23-3509

令和6年度 個人市・県民税の定額減税



◆ 対象の方

令和6年度の個人市・県民税(所得割)を納める方のうち、前年の合計所得金額が1805万円以下(給与収入2000万円以下に相当)の方

※市・県民税均等割および森林環境税のみ課税の方や非課税の方は定額減税の対象外です。

◆ 減税される金額

納税義務者本人分1万円(控除対象配偶者または扶養親族1人につき、1万円を加算)

※減税額が個人市・県民税の所得割を超える場合は、所得割の額が上限となります。

◆ その他

所得税の定額減税も実施されます。対象となる方など詳しくは、国税庁定額減税特設サイトを確認ください。

▼税務課 ☎23-3509

公的年金から住民税を特別徴収(天引き)します



◆ 対象の方

令和5年中に公的年金などの支払いを受け、令和6年4月1日現在65歳以上で遺族年金、障害年金などの非課税の年金を除く公的年金の支払いを受けている方

◆ 年金から徴収される金額

公的年金などに係る所得から算出された税額が公的年金から徴収されます。対象の方には、6月中旬ごろに市から納税通知書を送付します。特別徴収の金額は納税通知書で確認してください。

▼税務課 ☎23-3509

家屋調査にご協力を



固定資産税の算定の基礎となる家屋の評価額を決定するため、令和6年1月1日以降に新築・増築された家屋の調査を行っています。職員がお宅や事務所などへ調査に伺いますので、ご希望の調査日時がある場合は、ご連絡ください。

▼税務課 ☎23-3510

こし見て!たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

おしらせ

おでかけ情報

連載コーナー

しその葉の結束・バック詰め
年中 内職さん募集

年齢 問わず
時間 要相談

ご応募 お問合せ ☎0120-79-0094 ☎090-7300-5018 受付時間 8:00-17:00

もみやま (有) グリーンファーム 横山
田原市八王子町字道上99

未経験者 OK!

重量鉄骨で 頑丈な 建物を建てます!

まずは ご相談 ください!

住宅・倉庫・車庫・リフォームなど 社員 募集中!

株式会社 デイテック
D・TEC TEL.0531-25-0041 田原市野田町東野口16-2